

事 務 連 絡  
令和2年7月17日

公益社団法人 日本歯科医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

帰国者・接触者外来等の医療機関における新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の利用促進について

<本事務連絡の概要>

- ・ 関係医療機関（帰国者・接触者外来等、地域外来・検査センター及び入院先医療機関）に対し、7月末までに都道府県等又は保健所に連絡して HER-SYS の ID 取得手続を完了させるよう、働きかけていただきたいこと。
- ・ 関係医療機関に対し、行政検査の委託契約を締結している帰国者・接触者外来等で行う PCR 等の検査結果について、陽性か陰性かにかかわらず、HER-SYS への速やかな入力により都道府県等に報告するよう、周知・徹底していただきたいこと。

「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）の利用については、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムを活用した感染症発生動向調査に関する周知について（協力依頼）」（令和2年6月3日付け事務連絡）等によりお知らせしてきたところです。

本システムは、ICT技術を活用することで、より効率的・効果的に新型コロナウイルス感染症対策に資するものです。貴団体におかれましても、その趣旨を御理解いただくとともに、関係医療機関において HER-SYS の利用が促進されるよう、傘下の団体や医療機関、医療関係者等に対し、下記のとおり働きかけや周知を行っていただくようお願いします。

記

1. HER-SYS へのアクセスに必要となる ID 取得について

- HER-SYS は、保健所のみならず、帰国者・接触者外来等、地域外来・検査センター及び新型コロナウイルス感染症の患者（疑い患者を含む。）の入院先医療機関（以

下「関係医療機関」という。)からもデータ入力を可能とすることで、効率的な情報共有を図るものであり、より効果的な感染症対策に資するものです。

- このため、やむを得ない事情がある場合（医療機関が所在する自治体が HER-SYS 未利用であるなど）を除き、関係医療機関が7月末までに医療機関所在地の都道府県等又は保健所と調整し、HER-SYS へのアクセスのために必要となる ID 取得手続を完了するよう、働きかけをお願いします。

## 2. HER-SYSへの検査結果等の速やかな入力について

- 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号）でお示ししているとおり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づく行政検査については、その検査結果にかかわらず（陰性の場合を含め）、検査の実施等について都道府県等にご報告いただくこととしています。この際、当該報告は、やむを得ない事情がある場合（医療機関が所在する自治体がHER-SYS未利用である、医療機関のシステム上Web入力が困難であるなど）を除き、HER-SYSへの入力により行っていただくこととしていますので、関係医療機関への周知・徹底をお願いします（※）。なお、報告がない場合には、公費補助に該当するものか否かの判断ができず、補助ができない場合がありますので、十分に御留意ください。
- また、行政検査を実施する場合には、都道府県等と医療機関の間で、行政検査に係る委託契約を締結していただく必要がありますので、併せて御留意願います。

（※）「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて」（令和2年7月15日付け事務連絡）の6も御参照ください。

（担当部署）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

電話：03（3595）2305

・HER-SYS について：

保健班 神ノ田（内線8082／8083）

・行政検査について：

戦略班 日下（内線8055）